

東海地震に備えて

東海地震に備えて



[東海地震に備えて]

現在、わが国では東海地震を事前に察知し、国民に警戒を呼び掛けることで被害を最小限におさえようという体制がつくられている。この呼び掛けが「警戒宣言」といわれ、内閣総理大臣が発令する。

1 東海地震とは

東海地震は、駿河湾を震源地とし、マグニチュード8程度の規模が予想されており、発生すれば大きな被害が広範囲に及ぶものと懸念されている。そこで、東海・南関東を「観測強化地域」に指定し、24時間体制で地震の様々な現象を観測している。

2 震度6以上が想定される地域

東海地震によって震度6以上が予想される地域（静岡県全域、神奈川・山梨・長野・岐阜・愛知各県の一部地域）を「地震防災対策強化地域」に指定し、対策強化を図っている。

「警戒宣言」が発令されたならば、これらの地域は特に注意しなければならないが、本県などの隣接地域においても震度5程度の被害が予想されるため、油断はできない。

3 警戒宣言の意味

警戒宣言の発令には、大きく分けて次の2つの意味がある。

(1) マグニチュード8程度の大地震が発生し、静岡県を中心とする地震防災対策強化地域では、震度

6以上の揺れに襲われ、建物などに大きな被害を受ける恐れがある。

また、海岸では大津波に襲われる恐れがあるという警告である。

(2) 警戒宣言の発令をきっかけにして、国・県・市町村・鉄道・学校・病院などの公共的な機関や民

間の会社・工場、そして各家庭はあらかじめ自分で定めた計画にしたがって、「地震発生に備えた対策を始めなさい」という指示である。

4 警戒宣言が発令された場合の千葉県の対応

県では、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び被害の軽減を図るため、関係機関に速やかに警戒宣言を伝達するとともに、活動体制、警備体制、救護体制など必要な措置をとることとしている。

5 警戒宣言が発令された場合の千葉県における学校での対応

- (1) 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。
 - ア 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、または連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- (3) 学校に残留し、保護する児童生徒等（上記ア、イ以外の者）については、人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。
- (4) 家庭への連絡は、通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- (6) 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年暦、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。
- (7) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

（千葉県地域防災計画・震災編）